



島根県報

平成30年4月27日（金）

号外第72号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

告 示

島根県告示第325号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年 4月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	出雲三刀屋線	出雲市上島町2619番1地先から同町2716番5地先まで	前	メートル 6.75～ 37.12	メートル 885.23	道路改良工事 拡幅	
			後	23.92～ 43.83	885.23		
"	"	出雲市上島町2716番5地先から同町1693番5地先まで	前 A	6.80～ 7.50	1,928.46	出雲県土整備 事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
			後	A	6.80～ 7.50		1,928.46
				B	12.43～ 39.52		1,974.77
"	西郷布施線	隠岐郡隠岐の島町釜長畑ノ二11番地先から同町大久後金橋4番2地先まで	前	10.00～ 43.70	551.60	隠岐支庁県土 整備局 道路改良工事 拡幅	
			後	11.50～ 81.60	551.60		